

地域コミュニティ交通の導入  
地域組織の立ち上げについて

 神戸市都市局公共交通課



## 目次

地域組織の立ち上げについて	1
1 検討エリアの設定	1
2 組織体制(案)の検討	2
3 地域組織に対する地域の賛同を得る	3
4 設立総会	3
5 地域組織の認定	4
地域組織の認定に必要な書類	5

## 付録

アンケート調査や署名活動を行ったことを証する書類の例	6
自治組織の総会決議の結果を証する書類の例	7
走らせる会規約例	8



# 地域組織の立ち上げについて



地域コミュニティ交通は、地域に根差したコミュニティバスであり、地域・運行事業者・神戸市が適正な役割分担の下、互いに連携協力することで運行が実現します。

地域住民の皆さんには、様々な形で運行への協力を行っていただく必要があります。そのためには、地域住民の皆さんが中心となって地域組織を立ち上げ、運行事業への参画や利用啓発等、乗って支えるための取り組みを行っていただく必要があります。

## 1 検討エリアの設定

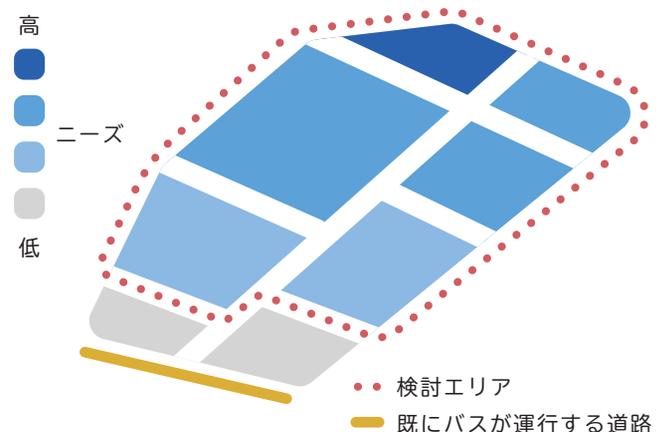
地域組織を立ち上げるにあたって、まずは、どの地域の住民を対象としたバスを走らせたいか、地域コミュニティ交通の検討エリアを神戸市とともに考えます。その際、路線バス等の既存の交通機関では十分にサービスが行き届かないなど生活の足に課題があり、地域コミュニティ交通の導入ニーズが高い地域を中心に設定します。

### 具体的な方法

- 1 地域の日常の生活交通の課題について話し合い、アンケート調査等により地域コミュニティ交通の導入ニーズを調査

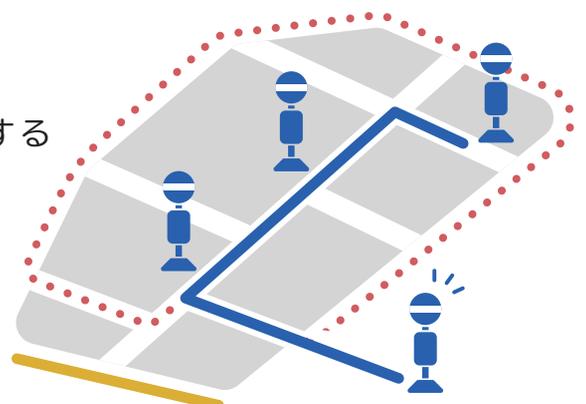


- 2 地域コミュニティ交通の導入ニーズが高い地域を中心に、検討エリアを設定



### ポイント

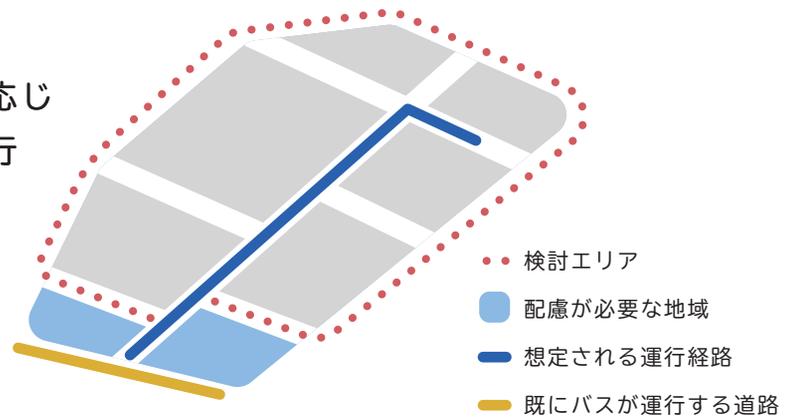
検討エリアの設定は、地域コミュニティ交通を導入するにあたり、どの地域の住民を対象とするかを定めるためのものであり、必ずしもバスの運行範囲と一致させる必要はありません。



## ポイント

検討エリアの設定にあたっては、必要に応じて、検討エリア内だけでなく、バスの運行により特に大きな影響を受けると思われる地域への配慮が必要な場合があります。

例：今までバスが運行していなかった地域を経由せざるを得ない場合等



## 2 組織体制(案)の検討

検討エリアの住民を中心に、**地域組織の構成メンバー**を検討します。  
地域組織の認定には、構成メンバーが下記の条件を満たしている必要があります。

### 認定要件

- ☑ 地区の住民の大多数の支持を得て設置されていると認められるもの
- ☑ その活動が地区の住民の大多数の支持を得ていると認められるもの

➔ 地区内の住民の半数以上の賛同があること

代表	〇〇 〇〇	自治会 A
役員	〇〇 〇〇	自治会 A
	〇〇 〇〇	自治会 C
	〇〇 〇〇	自治会 E
	〇〇 〇〇	〇〇商店街
	〇〇 〇〇	自治会なし
会員	〇〇 〇〇	自治会 B
	〇〇 〇〇	自治会 D
	〇〇 〇〇	自治会 A



## ポイント

構成メンバーの検討にあたっては、検討エリア内の居住者を中心とする一方で、一部の住民に偏ることがないように、なるべく多くの方に参画していただくことが望ましいです。地域組織を柔軟に運営していくため、代表者や役員等で様々な事項を検討する役員会と、一定の会員の参集を前提としたうえで、検討事項を決定する際の議決機関となる定例会を設置する等、組織体制を工夫することも重要です。



地域組織が活動するにあたってのルールとなる**規約(案)**を作成します。

➔ 8 ページへ



**地域組織** 市に対し、地域コミュニティ交通の取り組みに関する地域組織としての認定を申請します。

**市** 地域組織からの申し出に基づき、地域住民の賛同状況を確認し、地域を代表する組織としての認定を行い、認定地域組織に対して支援を行います。



**申請方法** 地域組織認定申請書と添付資料を申請窓口へ提出

**添付資料** 地域組織の規約の写し又はこれに準じるもの  
 地域組織の役員名簿の写し又はこれに準じるもの  
 その他市長が必要と認める書類

➔ 詳しくは「地域交通における協働の取組に関する地域組織の認定要領」を参照

➔ 神戸市ホームページはこちら

<https://www.city.kobe.lg.jp/a80014/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/sogokotsu/chiikikotsu.html>





1 地域組織の認定申請書(様式第1号)  認定要領第2条

2 添付資料  認定要領第2条

- 地域組織の規約の写し又はこれに準じるもの
- 地域組織の役員名簿の写し又はこれに準じるもの
- その他市長が必要と認める書類

3 その他市長が必要と認める書類

地域住民の賛同状況がわかる書類

アンケート調査や署名活動を行ったことを証する書類  6 ページへ

自治組織の総会決議の結果を証する書類  7 ページへ

その他

## ポイント

原則、検討エリア内の住民を対象にアンケート調査を行う等、地域組織の体制や活動内容に対する賛同確認を行い、その賛同状況がわかるものを準備しましょう。

ただし、検討エリア内に既存の自治組織がある場合は、上記のアンケート調査にかわり、各自治組織の総会決議等の決議により代えることができます。

地域住民の皆様

地域名

地域コミュニティ交通の実現を目指す取り組みについての賛同確認

地域名

神戸市では、地域・運行事業者・神戸市が適正な役割分担の下、互いに連携協力しながら運行を行う地域コミュニティ交通について、様々な支援制度が設けられています。

地域名

こうした市の支援を前提に、地域における生活交通の課題を解決するため、地域コミュニティ交通の導入を目指した取り組みを進めていきます。

神戸市の支援を受けるためには、その組織体制及び活動内容が地域住民の皆さんから賛同を得た地域組織を設立する必要があるため、地域にお住まいの皆さんのご意見を賜りたく（アンケート調査・署名活動）をさせていただきます。

地域コミュニティ交通に取り組む地域住民の代表となる地域組織（組織体制・活動内容等）を下記の通り提案しますので、賛同の有無についてご回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

地域名

「地域のコミュニティバスを走らせる会(案)」

地域の対象範囲（検討エリア）

例： ○○町1丁目、○○町2丁目、・・・

規約（組織体制・活動内容）

添付資料を参照

地域組織の規約を添付

名簿

氏名 <small>ふりがな</small>	自治会名
例： 田中 太郎 <small>たなか たろう</small>	○○町自治会
・	・
・	・
・	・

—上記活動に賛同いただける方は下記欄に署名をよろしくお願いいたします—

氏名	住所
例： 田中 花子	○○町2丁目
・	・
・	・
・	・

自治会 令和 年度総会

自治会名

議題： 地域における地域コミュニティ交通の取組について  
 地域名

神戸市では、地域・運行事業者・神戸市が適正な役割分担の下、互いに連携協力しながら運行を行う地域コミュニティ交通について、様々な支援制度が設けられています。

こうした市の支援を前提に、地域における生活交通の課題を解決するため、地域コミュニティ交通の導入を目指した取り組みを進めていきます。

神戸市の支援を受けるためには、その組織体制及び活動内容が地域住民の皆さんから賛同を得た地域組織を設立する必要があるため、地域の各自治会・管理組合をはじめとした地域住民の皆さんのご意見を賜りたく議題として提案させていただきます。

地域名  
 「地域のコミュニティバスを走らせる会(案)」

地域の対象範囲（検討エリア）

例： ○○町1丁目、○○町2丁目、・・・

規約（組織体制・活動内容）

添付資料を参照

地域組織の規約を添付

名簿

氏名	自治会名
例： 田中 太郎	○○町自治会
・	・
・	・
・	・



## (役員等の任期等)

- 第7条 役員・監事・委員の任期は1年とし再任することができる。
- 2 会長は総会において構成員の中から選出することとし、立候補、推薦で過半数の賛成により選出する。
  - 3 副会長、監事は会長が任命する。
  - 4 役員、監事が任期途中で欠けたときは、構成員より速やかに補充した後に、第2項、第3項の規定によって選出する。その際の任期は前任者の残任期間とする。

## (会議)

- 第8条 本会は総会、定例会議により運営する。
- 2 定期総会は毎年5月に開催する。臨時総会は必要に応じて開催する。
    - (1) 総会は構成員の過半数の出席をもって成立し、委任状も認めるものとする。
    - (2) 総会は会長が招集し、その議長役となる。
    - (3) 総会は、次の事項を審議する。
      - ①役員・監事の選出
      - ②年度事業計画及び事業報告
      - ③年度事業予算及び決算
      - ④規約の制定及び改廃
      - ⑤その他重要事項
    - (4) 総会の議事は、出席者、委任状の合計の過半数の賛成をもって決定する。なお、可否同数のときは議長が決定する。
  - 3 定例会議は、総会で決定したことの執行時に審議が必要な場合開催する。
    - (1) 定例会議は会長が適宜招集し、その議長となる。
    - (2) 定例会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、委任状も認めるものとする。
    - (3) 定例会議は第5条の実施に関することを審議する。
    - (4) 定例会議の議事は、出席者、委任状の合計の過半数の賛成をもって決定する。なお、可否同数のときは議長が決定する。

## (事務局)

- 第9条 本会の運営及び実務を補佐する機関として事務局を置く。
- 2 事務局は、事務局長及び事務員をおくものとし、構成員の中から会長が選出するものとする。
  - 3 事務局は、総会及び定例会議へ案の提出及び説明を行う。

## (会計)

- 第10条 本会の会計事務は事務局が行う。
- 2 本会の経費は、交付金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

## (事業年度)

- 第11条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第12条 前条までに規定するほか、その他本会の運営に必要な事項に関しては、総会の決定を経て会長がこれを定める。

附則

- 1 この規約は令和 年 月 日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員の任期は第7条の規定に関わらず、設立総会の日から令和 年度定期総会の日までとする。
- 3 本会設立当初の事業年度は第11条の規定に関わらず、設立総会の日から令和 年 月 日までとする。
- 4 本会設立当初の事業計画及び予算はこの規約の規定に関わらず、設立総会において定めるものとする。

改正附則

この改正規約は、令和 年 月 日から施行する。

